

# 入札公告

令和6年3月11日

次のとおり一般競争入札に付します。

支出負担行為担当官

横浜植物防疫所長 森田 富幸

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 令和6年度ガソリン購入(単価契約)
- (2) 仕様等 : 入札説明書による
- (3) 履行期間 : 入札説明書による
- (4) 履行場所 : 入札説明書による

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」において、競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

## 3. 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階  
横浜植物防疫所総務部会計課 調達係  
TEL 045-211-7151
- (2) 日時 令和6年3月11日から令和6年3月26日まで  
(ただし、行政機関の休日を除く。午前9時~午後5時)

## 4. 入札方法

入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含め、仕様書に示す予定数量に単価を乗じて算出した金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5. 提出書類等

- (1) 提出書類 令和4・5・6年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し及び入札説明書において示す書類
- (2) 提出期限 令和6年3月26日（火） 午後5時まで
- (3) 提出場所 上記3の（1）に同じ（郵送可とする。）

## 6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月27日（水） 午前10時 入札後直ちに開札を行う
- (2) 場 所 横浜植物防疫所 会議室（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎3階）  
ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和6年3月26日（火）午後5時までに上記3の（1）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。  
なお、電報、ファックスによる入札は認めない。

## 7. 入札保証金及び契約保証金

免除

## 8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

## 9. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

## 10. 契約書の作成の要否

要

## 11. その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/yok.html>）をご覧ください。

## 仕 様 書

- 1 件 名 令和6年度ガソリン購入（単価契約）
- 2 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 3 品名及び予定数量 レギュラーガソリン 43,810リットル
- 4 給油予定機械 ①別紙1「給油予定車両一覧表」  
②業務上使用するレンタカー  
③農機具及び除雪機
- 5 給油条件
  - (1) 受注者（以下「乙」という。）又は乙が所属するガソリンメーカーが発行する給油カードの使用により供給可能な、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県及び山梨県の給油所が確保できること。
  - (2) 別紙2「横浜植物防疫所管内官署一覧表」に示す各官署（以下、「各官署」という。）から概ね半径3km以内に給油所を各1カ所以上確保できること。また、確保した給油所が廃止される場合には、概ね半径3km以内に別の給油所を速やかに確保すること。
  - (3) 上記の全ての給油所において、同一単価であること。
  - (4) 上記（1）及び（2）を確認できる書類として、別紙様式「各官署から最寄り給油所一覧表」を入札説明書で示す書類の提出期限までに提出すること。
- 6 給油カード
  - (1) 乙は発注者（以下、「甲」という。）に対し給油予定車両の台数分の給油カード（クレジット機能のないものとする。）を落札者として決定された日から1ヶ月以内に別紙2「横浜植物防疫所管内官署一覧表」に示す各官署に必要な枚数を納品すること。（なお、納品が遅れる場合は、事前に協議するものとする。）なお、給油予定車両台数が増減しても異議を申し立てないこと。
  - (2) 別紙1「給油予定車両一覧表」に追加、変更等が生じた場合及び磁気不良等により給油カードの交換が必要となった場合は、依頼日から3週間以内に新たな給油カードを納品すること。  
なお、契約締結日から給油カードの発行までに給油を行う場合は別途対応すること。
  - (3) 給油カードの発行に係る手数料等の費用については乙の負担とする。
- 7 給油場所及び時期  
上記5の（1）及び（2）の給油所において、給油カード提示の都度給油する。
- 8 請求方法  
乙は、1箇月分を取りまとめた納入数量に契約単価を乗じて得た金額の合計額（税抜金額）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を請求することができるが、請求にあたっては、各給油カードの給油数量、金額等を明示すること。なお、乙は各給油カードを区分して請求するよう甲が行う別途指示に従うこと。

## 9 契約単価の変更

契約単価は、以下の方法に基づき、双方協議のうえ単価を改定することができる。

(1) ガソリンの契約単価は、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）（以下「資源エネルギー庁調査」という。）における北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県及び山梨県のレギュラーガソリンの消費税及び地方消費税を含まない1リットルあたりの平均価格（小数点以下第2位を切り捨て。以下「週時調査価格」という。）を基準として、契約単価の見直しを行うことができる。

(2) 契約単価の見直しには、入札時の1リットルあたり単価と、入札時の直前の週時調査価格との差額（以下「調整額」という。）を加算する。

$$\text{入札時の1リットルあたり単価} - \text{入札時の直前の週時調査価格} = \text{調整額}$$

(3) 契約単価の見直しについては、毎月第2回目の週時調査価格に基づき、次の方法により見直しを行うことができる。

### イ 単価変更の基準

毎月第2回目の週時調査価格と基準月（当初契約月又は直近の単価変更した月とする。）の第2回目の週時調査価格にレギュラーガソリンの各々において2円以上の差異が生じた場合は、翌月分の契約単価を変更する。

### ロ 単価の算出方法

次の（イ）に（ロ）を加算した金額を変更契約の単価とする。

（イ）その月の第2回目の週時調査価格

（ロ）（2）に示す調整額を加算

### ※ 契約単価の算出例

ケース：令和6年5月第2回目の週時調査価格と令和6年6月第2回目の週時調査価格の差が2円以上ある場合

I 入札時の契約単価 100.0円

II 入札時の直前の週時調査価格 102.5円

III 調整額（I - II） ▲2.5円

IV 令和6年5月の第2回目の週時調査価格 105.5円

V 令和6年6月の第2回目の週時調査価格 107.7円

差額 2.2円 ≥ 2円

VI 変更契約単価（V + III） 107.7 + ▲2.5 = 105.2円

翌月分からの変更とする。

### 10 その他

(1) この仕様書に定めのないことについては、甲乙と協議の上決定する。

(別紙1)

## 給油予定車両一覧表

番号	官 署 名	車 名	車 両 番 号
1	横浜植物防疫所	トヨタ リウス	横浜304ま2601
2	横浜植物防疫所	日産セレナ	横浜503ら3215
3	横浜植物防疫所	日産ADエクスパート	横浜400ま2832
4	横浜植物防疫所	日産ADエクスパート	横浜400ま2833
5	横浜植物防疫所	日産ADエクスパート	横浜400ま2834
6	横浜植物防疫所	日産ADエクスパート	横浜400ま2835
7	横浜植物防疫所	日産ADエクスパート	横浜400ほ4869
8	横浜植物防疫所	ダイハツハイゼットカーゴ	横浜480こ7447
9	横浜植物防疫所	トヨタ プロムックス	横浜400も4734
10	横浜植物防疫所	日産ADバン	横浜400む6017
11	横浜植物防疫所つくばほ場	ダイハツハイゼットカーゴ	つくば480か324
12	横浜植物防疫所札幌支所	トヨタ サクシード	札幌400ま8717
13	横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所	日産ADバン	札幌400に389
14	横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所	日産ADバン	釧路400す8911
15	横浜植物防疫所札幌支所小樽出張所	日産ADバン	札幌400ね785
16	横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所	日産ADバン	室蘭400せ2917
17	横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所	日産ADバン	室蘭400せ5598
18	横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所	トヨタ プロムックス	苫小牧400さ841
19	横浜植物防疫所札幌支所函館出張所	トヨタサクシード TX	函館400せ438
20	横浜植物防疫所塩釜支所	日産ADバン	宮城400ね3344
21	横浜植物防疫所塩釜支所	日産ADバン	宮城400ね9888
22	横浜植物防疫所塩釜支所弘前出張所	トヨタ プロムックスGL	弘前400さ197
23	横浜植物防疫所塩釜支所八戸出張所	日産ADバン	八戸400せ1814
24	横浜植物防疫所塩釜支所石巻出張所	マツダ ファミリアバン	宮城400に1959
25	横浜植物防疫所成田支所	日産ADバン	成田400さ8993
26	横浜植物防疫所成田支所	日産ADバン	成田400さ847
27	横浜植物防疫所成田支所	日産ADエクスパートGX	成田400さ7860
28	横浜植物防疫所成田支所	日産ルークスハイブリッド	成田580た5527
29	横浜植物防疫所東京支所	日産ADバン	足立400ね7966
30	横浜植物防疫所東京支所	日産ADバン	足立400ひ1717
31	横浜植物防疫所東京支所	日産ADバン	足立400ひ1718
32	横浜植物防疫所東京支所	日産ADエクスパートGX	足立400ひ8038
33	横浜植物防疫所東京支所	トヨタサクシード TX	足立400の9302
34	横浜植物防疫所東京支所	日産キャラバンDX	足立400ね7437
35	横浜植物防疫所東京支所	日産ADエクスパートGX	足立400ふ4504
36	横浜植物防疫所東京支所	日産ADバン	足立400ほ5730
37	横浜植物防疫所東京支所	日産ADバン	江東400さ1307
38	横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	ホンダ パートナー	水戸400な9613
39	横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	日産ADエクスパートGX	水戸400な1533
40	横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	マツダ ファミリアバン	水戸400と4296
41	横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	日産ADエクスパート	千葉400ね1016
42	横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	日産ADエクスパート	千葉400に8162
43	横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	トヨタ プロムックス	千葉400ほ9902
44	横浜植物防疫所羽田空港支所	日産エクスパートGX	品川400ふ3107
45	横浜植物防疫所羽田空港支所	日産セレナ	品川502と3106
46	横浜植物防疫所新潟支所	トヨタサクシードバン	新潟400に2500
47	横浜植物防疫所新潟支所	スズキ エコリージョIN4WD	新潟480せ6524
48	横浜植物防疫所新潟支所	マツダ ファミリアバン	新潟400ね5327
49	横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所	マツダ ファミリアバンGX	秋田400た6181
50	横浜植物防疫所新潟支所直江津出張所	日産ADエクスパート	長岡400た1351

(別紙2)

## 横浜植物防疫所管内官署一覧

官署名	官署所在地		給油カード (車番有)	給油カード (車番無)	予定数量(台)
横浜植物防疫所	〒231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内	10	5	6,190
横浜植物防疫所つくばほ場	〒305-0052	茨城県つくば市長峰1-7	1	1	90
横浜植物防疫所札幌支所	〒062-0045	北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1	1	14	4,810
横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所	〒066-0012	北海道千歳市美々 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル内	1	3	130
横浜植物防疫所札幌支所釧路出張所	〒085-0022	北海道釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎内	1	1	1,160
横浜植物防疫所札幌支所小樽出張所	〒047-0007	北海道小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎内	1	0	780
横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所	〒053-0004	北海道苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎内	3	1	2,000
横浜植物防疫所札幌支所函館出張所	〒040-0061	北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎内	1	0	430
横浜植物防疫所塩釜支所	〒985-0011	宮城県塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内	2	2	6,590
横浜植物防疫所塩釜支所弘前出張所	〒036-8207	青森県弘前市大字上白銀町5-6	1	3	2,020
横浜植物防疫所塩釜支所八戸出張所	〒031-0831	青森県八戸市築港街2-16-1	1	1	630
横浜植物防疫所塩釜支所石巻出張所	〒986-0845	宮城県石巻市中島町15-2 石巻港湾合同庁舎内	1	0	430
横浜植物防疫所成田支所	〒282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル内	4	0	1,330
横浜植物防疫所東京支所	〒135-0064	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内	9	0	6,400
横浜植物防疫所東京支所鹿島出張所	〒314-0103	茨城県神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎内	3	0	1,740
横浜植物防疫所東京支所千葉出張所	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎内	3	0	2,350
横浜植物防疫所羽田空港支所	〒144-0041	東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟内	2	0	1,310
横浜植物防疫所新潟支所	〒950-0072	新潟県新潟市中央区竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内	3	1	4,150
横浜植物防疫所新潟支所秋田出張所	〒011-0945	秋田県秋田市土崎港西1-7-35 秋田港湾合同庁舎内	1	0	1,170
横浜植物防疫所新潟支所直江津出張所	〒942-0011	新潟県上越市港町1-11-20 直江津港湾合同庁舎内	1	0	100
合 計			50	32	43,810

## 別紙様式

## 各官署から最寄り給油所一覧表

官署名	官署所在地		給油所名称	給油所住所	電話番号	備考
横浜植物防疫所	〒231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内				
つくばほ場	〒305-0052	茨城県つくば市長峰1-7				
札幌支所	〒062-0045	北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1				
新千歳空港出張所	〒066-0012	北海道千歳市美々 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル内				
釧路出張所	〒085-0022	北海道釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎内				
小樽出張所	〒047-0007	北海道小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎内				
室蘭・苫小牧出張所	〒053-0004	北海道苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎内				
函館出張所	〒040-0061	北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎内				
塩釜支所	〒985-0011	宮城県塩釜市真山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内				
弘前出張所	〒036-8207	青森県弘前市大字上白銀町5-6				
八戸出張所	〒031-0831	青森県八戸市築港街2-16-1				
石巻出張所	〒986-0845	宮城県石巻市中島町15-2 石巻港湾合同庁舎内				
成田支所	〒282-0004	千葉県成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル内				
東京支所	〒135-0064	東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎内				
鹿島出張所	〒314-0103	茨城県神栖市東深芝9 鹿島港湾合同庁舎内				
千葉出張所	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎内				
羽田空港支所	〒144-0041	東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港CIQ棟内				
新潟支所	〒950-0072	新潟県新潟市中央区竜が島1-5-4 新潟港湾合同庁舎内				
秋田出張所	〒011-0945	秋田県秋田市土崎港西1-7-35 秋田港湾合同庁舎内				
直江津出張所	〒942-0011	新潟県上越市港町1-11-20 直江津港湾合同庁舎内				

横浜植物防疫所管内官署一覧表に示す各官署から概ね3km以内に確保する給油所は上記のとおりです。

支出負担行為官  
横浜植物防疫所長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名